

別表（補助対象経費）

事業区分		内 容	補助率	
		経 費 区 分	第2第1項 (1)(2)(3)	第2第1項 (4)(5)
後継者育成事業	従事者の技術向上 又は芸術習得のため に行う事業	講師謝金、講師旅費、会議費、会場借料、印刷 製本費、資料購入費、教材費、工具・用具類購 入費、機器・道具類借料及び消耗品費、後継者 育成事業の一部を委託する経費	3分の2	2分の1
技術・技法の記録 収集・保存事業	伝統的工芸品の技 術・技法を後世に残 すために行う記録 収集・保存事業	専門家謝金及び委員謝金、専門家旅費及び委員 旅費、会議費、会場借料、資料購入費（文献、 作品等）、印刷製本費、消耗品費、雑役務費及 び通信運搬費、技術・技法の記録収集・保存事 業の一部を委託する経費（記録フィルム及び記 録文献の作成等）	3分の2	2分の1
原材料確保対策 事業	原材料を確保する ために行う保全事 業	専門家謝金及び委員謝金、専門家旅費、委員旅 費及び調査旅費、会議費、会場借料、資料購入 費、印刷製本費、原材料分析費、消耗品費、雑 役務費及び通信運搬費、原材料確保対策事業の 一部を委託する経費	3分の2	2分の1
需要開拓事業	伝統的工芸品の新 販路の開拓のため に行う展示会又は 見本市の開催又は 出展の事業	専門家謝金及び委員謝金、専門家旅費、委員旅 費、事務打ち合わせ旅費及び出展旅費 会議費、会場借料、資料購入費、消耗品費、雑 役務費、印刷製本費（パンフレット、ポスター、 案内状、報告書等）、通信運搬費、広告宣伝費、 装飾費、出展費及び搬入搬出費、需要開拓事業 の一部を委託する経費	3分の2	2分の1
意匠新商品開発 事業	外部専門家等を活 用した新商品開発 事業	専門家謝金及び委員謝金、専門家旅費、委員旅 費及び事務打ち合わせ旅費、会議費、会場借料、 資料購入費、消耗品費、雑役務費、印刷製本費、 通信運搬費、新商品試作費及び特許商標等取得 に係る経費、意匠新商品開発事業の一部を委託 する経費	3分の2	2分の1
品質表示、知名度 向上事業	品質表示、知名度向 上のために行う事 業	専門家謝金及び委員謝金、専門家旅費、委員旅 費及び事務打ち合わせ旅費、会議費、会場借料、 資料購入費、消耗品費、雑役務費、印刷製本費、 通信運搬費、広告宣伝費及び特許商標等取得に 係る経費、品質表示、知名度向上事業の一部を 委託する経費	3分の2	2分の1
産業活動維持保 全事業	工芸品の製造に 供する備品（10 万円以上）の更 新、修繕のため に行う事業	修繕費、道具類購入費	2分の1 （上限 30万円）	3分の1 （上限 30万円）
その他	その他知事が必要と認める経費		3分の2	2分の1